

令和6年度第1回和泉市都市計画公聴会 記録

「南部大阪都市計画下水道の変更」について

- 1 と き 令和6年6月28日（金曜日）
午後2時開会～午後2時47分閉会
- 2 ところ 和泉市役所 5階 5A会議室
- 3 出席者
 - (1) 議長 和泉市上下水道部
水道施設室水道施設整備担当総括参事 村上 和也
 - (2) 事務局 上下水道部下水道整備課関係者 6名
 - (3) 公述聴取者 住民1名
 - (4) 公述人 1名
 - (5) 記録内容の
確認方法 参加市民以外の出席者全員の確認を得ている

[開会]

【司会（村地係長）】

定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度第1回和泉市都市計画公聴会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます和泉市上下水道部下水道整備課の村地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、公聴会の開会にあたりまして、皆様にご協力をお願いしたいことがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。なお、開催記録の作成のため、写真の撮影および録音をさせていただいております。作成が終わり次第、録音内容は消去させていただきますので、ご了承ください。それでは、公聴会を始めさせていただきます。

[公聴会に関する説明]

【司会（村地係長）】

開始にあたって公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについてご説明申し上げます。

本日の公聴会は先にお配りしております都市計画の原案を基に皆様方のご意見をお伺いして都市計画の案を作成するため、都市計画法第16条の規定に基づいて公聴会を開催することとしております。本日は、去る5月22日から6月5日までの公述申出期間内に、あらかじめ公述の申出をしていただいた1名の方にご意見を述べていただきます。なお、今後の手続きについて申し上げますと、この公聴会で公述をしていただいた内容は、記録としてまとめます。

そして、本日の公述内容を踏まえたうえで、再度関係機関等との協議・調整を行い、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。

都市計画の案の縦覧とともに、本日の議事録と公述意見に対する本市の考え方を公開し、市のホームページにも掲載することとしております。この縦覧は都市計画法により2週間行うことが定められており、この縦覧期間中に、和泉市の住民及び利害関係人は、本市に対し都市計画の案に対する意見書を提出することができます。

この縦覧の手続を経た後、都市計画の案を和泉市都市計画審議会に付議することになりますが、その際におきましても、本日の公聴会の議事録とそれに対する本市の考え方を資料として提出いたします。また、縦覧期間中に都市計画の案に対する意見書が提出された場合は、その要旨もあわせて審議会の資料として提出することになります。

この都市計画審議会の議事を経て、都市計画の案が承認された後、都市計画が正式に決定されることとなります。

次に、本日の公聴会の進行についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

最初に、今回公述の申出がありました都市計画の原案の概要について、担当よりご説明いたします。この説明が終わりましたら、この都市計画の原案についての公述を行っていただきます。

公述に際しましては、議長より公述をしていただく方のお名前をお呼びいたしますので、お名前を呼ばれましたら、公述人席まで来ていただき、お名前をおっしゃっていただいた後、公述をしていただきますようお願いいたします。公述の内容につきましては、公述申出のときに提出いただきました要旨に従っていただきますようお願いいたします。公述の申出をいただいた都市計画の案に関係がない内容については、公述することはできませんので念のため申し添えます。公述を行う時間につきましては、既に通知していますとおり、30分以内とさせていただきますので、時間厳守をお願いいたします。終了の5分前になりましたらベルを1回鳴らします。終了時間になりましたらベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了していただき、元の席にお戻りください。なお、公述時間は30分以内ですので、必ずしも30分間公述していただく必要はありません。終了時間前に公述を終えていただいても結構です。

最後に、公述人ほかご来場の皆様をお願いを申し上げます。本日の公聴会は、意見を述べていただく場であり、質疑応答を行う場ではありません。法令の規定により、あらかじめ公述の申出をいただいた方のみ公述をしていただくことになっておりますので原則、質疑は控えていただきますようお願いいたします。皆様方には、声を出したり拍手をしたりするなどの行為は慎んでいただきますよう、くれぐれもお願い申し上げます。なお、本会の進行につきましては、上下水道部水道施設室の村上が議長として担当いたしますので、以後の進行をよろしくをお願いいたします。

【議長（村上総括参事）】

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の議長を務めさせていただきます水道施設室の村上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、説明がありましたが、円滑な進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言、あるいは行為などがあった場合には、和泉市都市計画公聴会規則第13条に基づき、この会場から退場していただく場合もありますので、ご注意ください。

それでは、公述に先立ち、本日の公述の対象となる都市計画の原案について、概要の説明をお願いします。

[都市計画の原案について説明]

【説明者（萩原主任）】

下水道整備課の萩原でございます。よろしくお願いいたします。それでは、「南部大阪都市計画下水道の変更」について、原案の概要をご説明いたします。

今回の南部大阪都市計画下水道の変更でございますが、和泉市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道におきまして、雨水の排水区域の追加を行うものでございます。和泉市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道は、昭和50年に約995haの区域を都市計画決定したものであり、その後9回の変更を行い、現在の排水区域面積は汚水約3,956ha、雨水約2,359haとなっております。

今回の変更は、雨水の排水区域約2,359haを、約6ha拡大し、約2,365haとしようとするものです。変更の理由としまして、雨水の下水道事業は市街化区域において順次進めておりますことから、今回対象となっている区域が、令和2年及び令和4年にそれぞれ市街化調整区域から市街化区域に編入されたことを受け、今回、雨水排水区域に編入しようとするものでございます。

なお、補足ではございますが、汚水の下水道事業は市街化調整区域においても実施しておりますことから、今回の拡大区域は既に汚水の排水区域に含まれており、市街化区域編入に伴う汚水排水区域の変更はございません。

以上で、「南部大阪都市計画下水道の変更」について、原案の概要説明を終わらせていただきます。

【公述人】

質問よろしいか。

【議長（村上総括参事）】

どうぞ。

【公述人】

汚水の変更は先行して行ったということですが、最新は令和何年ですか。汚水は既に都市計画変更をしたとのことですが、いつされたということには言明されなかったの聞いています。

【議長（村上総括参事）】

事務局の方から発言はできますか。

【事務局（甲斐課長）】

説明させていただきます。

手元に汚水の変更の経緯を示した資料がございません。

【公述人】

雨水じゃなくて今、汚水を言われているんですよ。

【事務局（甲斐課長）】

はい。

【事務局（甲斐課長）】

汚水の変更の資料については、手元にご覧にならないので正確な日付まではわかりませんが、私の記憶で申し上げますと、平成26年と記憶しております。

【公述人】

平成26年。何月ですか。それもわからないですか。

【議長（村上総括参事）】

もし不明確でありましたら、後日回答という形にさせていただいてもよろしいでしょうか。今現在、手持ち資料がございませんので、後日回答でもよろしいでしょうか。

【公述人】

確認だけですから、いいですよ。私は大阪府の都市計画課に確認はしています。先ほどおっしゃった平成26年は間違いはないですか。あと何日でどこまでどういう状態になってるかというのがわからない。私が2年ほど前に、情報公開請求をして、どういう状態に変更をされたかということの中身の確認はしました。それと現在やっていることとの違和感があります。それだけ言っておきます。どういう状態で違和感が感じられたというのは、また改めて申し上げます。今回は雨水のことですから。

【議長（村上総括参事）】

改めまして、またお願いします。

【公述人】

明確に、正確に報告をしていただきたい。事前に前回の時に一式、全部写真を撮らしていただいで確認しております。区域図とかも手元にもっております。今回のように

雨水排水の区域が広がっていますけれども、汚水は広がったのかどうかという、そういった確認をしたい。

【議長（村上総括参事）】

また公聴会の日には以降に調整させていただきます。

【公述人】

わかりました。

【議長（村上総括参事）】

それでは、ただいまから公述を始めさせていただきたいと思います。公述人は公述人席までお越しく下さい。

【議長（村上総括参事）】

それでは始めていただけますでしょうか。

【公述人】

始めさせていただきます。

公述申出書を書くときに、いろいろ検討してご意見をいただきながら作成させていただきました。基本的には、今回については雨水排水のみと言っておられたんですけども、私の方で大阪府と事前に協議をさせてもらっていきまして、その事前協議の中で大阪府にどういう資料を出されましたかと確認すると「雨水も汚水も添付した資料になっています。基本的には 3950ha の汚水区域と 2365ha の雨水区域の図面を一式全部を添付されております。」とのことでした。だから私としては、基本は雨水排水ですけども、汚水を含めた内容のものとして判断して公述させていただきたいと思います。

元に戻りまして、公述申出書の書類の中で、利害関係という欄があったと思いますが、私は槇尾川そして泉大津水系の自然環境を保全する組織メンバーに入っております。よって、その視点から大きく公述していきたいと思います。それと意見の要旨の所にも書きましたが、基本は都市計画決定に対する運用指針に基づいた内容のものしか話をするのではないと思います。

本題に入って参りますが、当地区につきましては雨水にしても汚水にしても、私の知る限りにおいては、コスモポリス計画、池田市長とか稲田市長が尽力をされて誘致された案件だったと思いますが、この計画からテクノステージを経由して、そのときは稲田市長、井阪市長、辻市長の経過で、テクノステージというのは計画を保持されてきたと思います。変遷はしてきておりますが計画の内容については大幅には変わってはいなかったと思います。それで、最終的には辻市長の段階になって、あゆみ野地区ということで、整備計画が整備されてきたと思いますが、何かその辺がちょっとよくわからない。そこでですね、今までコスモポリス計画とかテクノステージ計画までは従前の考え方、我々がいろいろ考えてき

た内容と全く同じようなことで継承されてきたんですが、どうもあゆみ野地区でやっている時に何となく違和感を感じるというところがございましたので、公聴会で陳述を申し上げたいと思います。インフラ整備なんですよ、現実はいね。コスモポリスとかテクノステージの段階でやってきた内容のインフラ整備の負担は、どこがしてるかという、当然ながら開発者がやる訳なんですけども、それと国の補助金とかいろんなものでやっておられると思います。その負担をして造成した土地は、まだ公団がお持ちになっている場所もあるでしょうけども、企業さんがお持ちになっているとか、民間の個人が持っておられるというような形になっていると思います。その人達は当然ながら、その負担をしているわけですね。ここで気になるところは、インフラ整備で十二分な負担をしているにも関わらず、新たにここで今回の追加区域を安易に編入していったら、その当時に整備された施設を使うといったことになってくると、私はその当時負担した人たちの権利を侵害しているのではないかという感覚になっている。どうしてもインフラというものは非常に重要なものであって、施設能力に余裕があれば使えばいいと思うが、余裕を超えるような場合には、その原因者が負担しなければならないと私は思う。現在のところ、その負担をさせようという意思を和泉市下水道整備課に見られなかったのが気になっている。本来ならば、覚書等で異常な汚水量が発生したり、雨水排水が異常な量になったら原因者が負担するといった覚書を交わすべきものではなかったのかと私は思う。その覚書がちゃんとありますかと聞いたら、一切ないとおっしゃる。それを交わす必要もないと。それはちょっと理不尽な判断じゃないかと思う。それでも構わないが、そのようにするのであれば、市長の政治的判断でされたら十分了解しますが、その判断された内容を一切明示することもなく現在進行しているように思いますので、その辺は注意を促したいなと思う。基本は、今後新しく市街化調整区域を市街化区域に編入するのであれば、編入する区域の方にも同等の負担をしていただきたい。具体的に構造物の関係から見ていきますと、例えば、雨水であれば調整池を作る場合があります。当然ながら現況においては森林の場合は、当初は流出係数は0.2、0.3 だと思います。それが市街化区域になって必然的に宅地化されていく訳ですから、流出係数が設計指針では0.9になると思います。その差の雨水排水量をどこでどのように処理するかという事を明確に表記していただかないとわからない訳です。それが非常に曖昧な状態になっていて、疑念を抱いているところです。

春木地区のところの土地利用計画については非常に賛同するところです。これから拡大していきそうな物流企業の選別場みたいなおところであるとか、インフラの中でもこれから発展していく分野であり、和泉市の中にそれを作ることによって、雇用も多く発生し、納税額も増えていくという事であれば好ましいことで、私は全く反対する必要はないと思う。しかし、それに対応できるように他の方と同じように、同等の負担を強いたインフラの負担を求めていきたいなと思っています。現在の下水道整備課の整備についての指導の仕方について、私からみると何となくランニングコストが大幅に事業者負担を強いるような

計画になっているんじゃないかなというふうに見受けられました。それが事業者が望むものであればそれでも構わないけども、本来ならそのような計画書が出てきたら、もっとコストを下げられるような、自然流下で対応できるような計画を指導すべきだろうと私は思った訳です。そこらへんが十分再検討の余地があるんじゃないかと思う。

全国的な流れなんですけど、コンパクトシティという、ある産業・集団をできるだけ固めていこうとする流れは自明の事実であり、仕方がないことであると思う。そうしないと生き残っていけないだろうと思うし、人口が低減しているこの時代に、和泉市も令和3年ぐらいから人口が低減傾向にきている訳です。もう10年もすれば人口が衰退して行って、労働人口が非常に少なくなって行って大変な時代になりつつある訳です。その行政に携わっている市の長がいろいろな対策を立てていかないといけないのですが、その対策の立て方をしっかりやっていただきたい。できるだけ郊外に郊外にという街作りをするのではなく、できるだけ産業というものは、インフラの整備が行いやすい場所、伝統がある場所の方に集約していくのが重要なんじゃないかと思っています。市長はその趣旨で、ここは市街化区域に編入するという明言を、市長の面から言っておられたらいいのですが、私の見る目からすると担当部局、下水道部局の単独の意見で、容量的に問題ない市街化区域に入れることに問題はないといったことではなく、それ相応の負担を持っていただきたい。法や条例、規則というものは国民や市民に平等に負担を強くことが原則だとも思います。しかしながら、法を超越してでもやっていきたいということであれば、市長の権限において、いかなる理由でやったかという事をしっかりと明確にしてやっていただきたい。それであれば、それはそれで一つの施策であると思う。市民として賛同するかしないかは、市民の判断になると思います。和泉市の産業がどんどん衰退して行って、雇用の場所を失うというよりは私はいいと思いますけれども、そこらへんはバランスの問題となります。

槇尾川の河川環境を考える会からの視点としては、活動の目的は他地域からでも和泉市に入ってきて住みたいなと思えるように、自然環境豊かな街にして、なおかつ産業も豊かにたくさん就職先がある街にしていきたいと思っています。蛍とか鮎とかメダカなどいろいろなものがあると思いますが、そういうものが身近に感じられるような自然豊かな街にしていきたい。本来は和泉市というのは、そういった自然が、自然の状態で保存されていたんですが、大幅な開発の中で河川が3面張りになったりいろいろなことで開発されてきているんですけども、最低でも前回のコスモポリスとかテクノステージ段階で計画されてきたような周辺緑地や農耕地など、そういう土地利用を変えられるのであれば、そういう事を再現できるようにして、水中植物などが何とか生き延びられるような環境を確保したうえで進めていただきたいなと思います。

一人当たりのGDPがイコール生産量なわけですから、それは人口が減るという事は、和泉市の経済規模が縮小されますので、それを低減させない案を導いていただいて、それに賛同するような行政の各所管部署であってほしいなと思います。特に今回の春木地区のと

ころの4、5haのところについては、生産緑地か何か私はわからないけれども、市街化区域ではなかったんです。今回、市街化区域に編入するなら、仕上げてしまおうということで、それはそれで一つの施策ですが、やはりそれに当たっては、次に問題が発生するような内容を十分に検討した上で、我々がいろいろな質疑をしても明確に答えられるような状況で進めていただきたいというのが、私たち守る会のメンバーとしての意見です。

雨水と汚水とは完全に分離した話とおっしゃっているのですが、汚水施設に異常があると、汚水が雨水経路を伝って川に流れてくる訳ですから、そのことも十分に検討した上で、大丈夫であるということを確認にしていけるような計画案にしてもらいたい。私が疑念を抱いたのは、開発協議についての情報公開請求をした中で、流量計算書を見せていただきましたが、雨水の流量計算書は0.9と0.5~0.3ぐらいの格差が従前と従後である訳ですね。そのところをどのように判断されるかということです。計算上、容量的に保つんだというような話だけではなく、その時にインフラ整備で大幅に雨水調整能力がある形になっており、それを大幅に取らせたのは、和泉市であり、府であり、国であるということです。そういうことから考えると、今、そこまで負担しなくてもいいという量の物を確保しているという事であれば、それは過大設計だったんじゃないか。余分な容量を確保させてしまったんじゃないかという風に感じとれないこともない。雨の場合は特にです。汚水はそもそも人が張りつかない限りは発生しないものですからね。だから余裕がある分については、容量がオーバーするまでの間は十分にインフラとして使っていけばいいと私は思います。無駄に寝かしておいても、もったいないだけだと思う。その面で、先ほど申しました覚書のところをしっかりと明示していただいて、やはり許容容量をオーバーするような状態が発生した時には、なぜ発生したかという事を、行政が疑われることなく、ちゃんと計画でこういうことを伝えて、もし何かあったときは負担を求めることが必要だと思う。まず99%発生しないとは思いますが、発生した時には負担していただいた方がよいと思います。それが行政のあるべき姿勢だと思います。企業の負担すべき内容を行政が負担する必要性もないと思っています。それを覚悟で企業は参画してきて、やっていただいているのだと思いますので、そこが私が啓発するところです。何も行政側として遠慮することもなく、進めていただいたらいいと思うし、企業側に対しても行政としては、できるだけ汚水にしても雨水にしても自然流下で、エネルギーをあまり使わない環境及び施設で流す方が下水道計画の一番大事なところだと思う。どんな計画でも大事なところだと思いますが、特にそう思います。

面積的に汚水は3956ha、雨水については2365haのオーダーなんですけれども、大阪府に対して全てのデータを提示されているのであれば、当然ながら公開の時にもそれを提示して、その内容の中身全体を持って話をするのが良いと思っています。我々としては、槇尾川流域について、流域下水道や公共下水道にさせていただいて、よりきれいな水を槇尾川に流していただく事については大賛成なんですけれども、しかし大賛成とはいつつ、そ

の負担がどこに行っているのかが大事な事であると思います。インフラを整備すると、それなりの負担が当然ながら出てくるわけです。だから、負担に対して平等に、平等でなかったとしても負担する人たちが、なるほどこれはそうすべきだなという風に、納得するような報告なり事後報告なり経過なりを示していただきたいというのが、市民として望みたいところです。

槇尾川流域の中で言えば、流域下水道を相当奥の方まで整備されて、当然ながら和泉市内のニュータウンの中で汚水が発生して、他地域の方がそれを負担すべき内容のものでなくても、流域下水道に汚水が流れる訳です。それは共有の財産として、槇尾川流域をしっかりと守っていかなければならないという意識を持ってもらうためにも、しっかりとその費用をどのように還元できているかなど、要するにB/Cを計算して、実行状態がどのようになっているのかということ、年々報告していただきたいというのが、私たち市民の願いです。

もっと大きく見ていくと、現在のように天気の状態が線状降水帯という特異な状態の降雨状態が発生してきておりますので、いつ何時48mmの排水能力を上回り、100mm、200mmという雨水量が発生する可能性があると思います。本日も路面が冠水している所がありました。そういう事を鑑みて、48mmが下水道の基準ですけれども、48mm以上のものが降ったときにはどうするのかということ、実施管理団体として、下水道部局だけで考えるのではなく、他の施設の方々とよく協議して、これ以上の場合については施設の方で調整池を確保して下さいという風に、事業者なり行政や各団体機関全体で調整池を拡大して造っていかないといけないと思う。開発工事を行う場合は、やらなければならないということになるかもしれませんが、それは仕方がないことで、街を発展させるために必要なことで事項である。台風や風水害、地震に関しては、どうしようもない自然現象ですから、それは認めていって、その時にはそれに対応できるような施設があるにこしたことはないので、それに対応していただきたいなと思います。

和泉市以外のところで見ていくと、財政力の関係もあるとは思いますが、大阪府なり、東京都なりを見ていくと、雨水に関して、台風で冠水した部分については新たに調整池を先行して造られていっているのが現実です。それに相反するようなことで、そういうものを無視して市街化区域に編入してしまって、その対策をおろそかにして洪水を発生させるわけにはいかないと私は思いました。一般市民として見ていくと、雨水に対してどの部分が一番危ないのかという事を、本当に直観的にわかるようなものが欲しいんだと思うんですけども、それはまた別にありますという事をおっしゃっておられますが、それは下水道としても和泉市の場合は、農業用排水路を開水路のところを利用していただいて雨水排水が流れていますので、そのところもよく注意して、ここが危ないんだという事をまず言っていただいて、そういう降雨量の時には安全なところに退避するように訓練していくのが大切なことだと思います。人間は生きるためには逃げるしかないなので、そういうと

ころを重点的に教えていただきたい。これぐらいの雨が降ればもう逃げておかないといけないと事前にわかるようにしていただければありがたいと思います。できるだけそのようなところには家屋を建てないような指導をしていくとかが大事だと思います。

それと自然豊かな街にしていきたい。他所から流入してくるような単なる大阪市のベッドタウンとして労働力の寝床にするだけではなくて、自らが産業を拡大していけるような計画案にしていきたいと思います。そうしないと税収がどんどん減っていくと思います。税収が減るような追い打ちをかけるような計画論はやめてもらいたいと思います。

単純な疑問ですが、雨水が 6ha とかちびちびと発表して行って、悪いとは言いませんが、もう少し計画的な話での拡張をしてほしいなと思います。ここで事業をやったからということではなく、やるように仕向けるような方向で行政はやっていただいて、税収を上げていただきたい。ここは事業者が要望してきたから挙げておられるのか私はわかりませんが、いずれにしても、法とか条例とか基準というものは、平等にしていきたい。負担は平等であってほしい。当然ながら税は平等に負担する訳ですから。開発するに当たって、その土地を利用するときはお互いにかかった費用分は平等に負担し合おうという考え方にしてほしいと思います。そうしないと格差がどんどんできてしまいます。その中で我々は松尾川とか槇尾川の環境を何とか守れないだろうかと考えている。守っていくなかで、そういう魅力を感じて多くの方々が移転してきていただきたいという気持ちがあります。

行政というのは非常に大きな立場に立って物を見て、判断されるべきだろうと思います。以前に下水道整備課と話をしたときに、安全率と余裕とは全く違うとの判断をされましたけれども、私の見識では安全率と余裕というのは、当然同じ意味合いを持っているのだけれども、それを全く違うというような見識は違うと思う。地震とか天災が起こったときにそういうものを喰っていてもいいけれども、平常時でそういうものを喰っていくという事は余裕を持っているとは言えないと思います。以上。

【議長（村上総括参事）】

ありがとうございました。

以上で公述の申出がありました公述人の発言は全て終了いたしました。円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは進行をお返しします。

[閉会]

【司会（村地係長）】 本日は大変お忙しいところ、貴重なご意見をお聞かせいただきありがとうございました。これをもちまして、令和 6 年度第 1 回和泉市都市計画公聴会を終了させていただきます。